

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員及び地方議会議員については満 25 歳以上、また参議院議員については満 30 歳以上と規定されている。この被選挙権については、最高裁判所において被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条第 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等に関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっている。

一方で OECD 加盟国では、下院での被選挙権年齢は満 18 歳以上が 23 か国、60.5%と最も多くなっている。日本の衆議院のように 25 歳以上というのは、5 か国、13.2%と少数派となっているのが現状であり、選挙権年齢と被選挙権年齢を満 18 歳以上に統一している国は過半数を超えている。

近年の議員選挙において無投票、定数割れが増加しており、全国町村議会議長会からは、このような状況が増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の 3 分の 1 を超える 34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。地域の代表を選出する選挙を持続するためには、被選挙権年齢引下げ等の対策が求められている。

よって、政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢について満 18 歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬の在り方、さらには、若者団体の活動の継続に必要な支援等について、抜本的な改革を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

内閣総理大臣

総務大臣 宛て（各通）

衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一